

会員及び顧問に関する規程

制 定：2009年 4月 11日
最近改定：2016年 3月 27日

(総 則)

第 1 条 一般社団法人日本心理臨床学会(以下「本会」という。)の定款第 5 条から第 10 条、第 26 条、及び細則第 2 条から第 6 条に基づき、この規程を定める。

(権 利)

第 2 条 会員は執筆要項に従って、学会誌に論文を投稿することができる。

2 会員は本会の大会で、研究成果を発表することができる。

第 3 条 会員は本会が営む事業および活動に参加することができ、また本会の出版物等の配布を受けることができる。

(義 務)

第 4 条 会員は、諸規定および倫理規程・倫理綱領・倫理基準を遵守する責任を負う。

第 5 条 会員は、登録の事項に変更が生じた場合は、すみやかに書面により届け出なければならない。

第 6 条 入会承認通知受領の当該年度中に、入会手続きが完了していない場合には、その承認は取消とする。

(休会、復会、再入会)

第 7 条 会員が病气療養、出産、海外居留等により一時的に休会を希望するときは、理由と期間を付して休会届を、また復会をする場合は復会届を提出しなければならない。

2 適用期間は年度単位とし、当該年度の会費は免除となり、第 2 条、第 3 条の会員の権利は停止される。

3 申請は常時受付可能とするが、その適用は申請受領の次年度よりとする。

4 前項に関わらず、4 月末までの申請の場合は、その年度よりの適用とする。

5 本件の申請者は、休会前年度までの会費を完納していることを条件とする。

第 8 条 定款第 10 条第 1 項により会員資格を喪失した元会員が、再入会を希望する場合の手続きでは、入会申込書の推薦会員欄への会員二名の署名は、省略することができる。

(名誉会員)

第 9 条 名誉会員の推薦は以下のように行う。

(1) 名誉会員は、満 75 歳に達し、本会に任意団体時を含み 20 年以上正会員であった者とする。

(2) 会員の推薦または本人の申し出により、理事会で審議し、社員総会において報告する。

第 10 条 名誉会員の権利・義務は、全て正会員と同様のものとする。

2 前項に関わらず、名誉会員は、推薦された年の翌年度からの会費および大会参加費を免除する。

(賛助会員)

第 11 条 賛助会員として入会しようとする者は、所定の賛助会員用入会申込書に必要事項を記入し、理事長宛に提出し、審査・承認をうけなければならない。

2 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を援助する法人、団体または個人で、本規程第 4 条の遵守を誓約するものとする。

第 12 条 賛助会員は入会金を必要としない。

2 賛助会員の会費は、1 口年額 50,000 円とし、1 口以上口数は限定しない。

3 会費は毎年 4 月末日までに納入するものとする。

4 納入された会費は、これを返還しないものとする。

(顧 問)

第 13 条 顧問の委嘱等は以下のように行う。

(1) 顧問は、本会の名誉会員で本会活動に顕著な功績のある役員等の経験者または、本会活動に協力、支援等で本会と関係の深い会員以外の学識経験者を候補者とする。

(2) 業務執行理事会にて前項により選考・推挙し、理事会での承認を経て、社員総会において報告する。

2 理事長は、必要により本会の重要事項について、顧問よりの助言を得るため顧問会議を開催する。

(規程の改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は 2009 年 4 月 11 日より発効する。

附 則

1 この規程は 2014 年 11 月 9 日より発効する。

附 則

1 この規程は 2016 年 3 月 27 日より発効する。